平成２１年（フ）第３７３号
茨城県古河市中田111番地59　クレールメゾンＢ棟202号室
債務者　染谷多紀子（旧姓菅谷）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２号
千葉県館山市高井23番地の２
債務者　立倉　順子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第５５９号
福井県坂井市丸岡町舟寄第160号10番地60
債務者　岸本　直美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２号
福井県坂井市春江町高江第２号１番地79
債務者　福田　真理
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
福井市大久保町第15号14番地１
債務者　木賣　英明
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
長野市七二会己671番地19
債務者　関澤　里志
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
長野市三輪５丁目５番0601号　柳町県営団地５号棟
債務者　藤澤美代子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
長野市篠ノ井岡田221番地３
債務者　中澤　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２号
長野市篠ノ井布施高田555番地６
債務者　青木　知子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
長野市中越１丁目18番27号
債務者　渡邉　桂子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
長野県中野市大字岩船453番地14
債務者　山本　利枝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷6733番地２
債務者　笹岡　照代
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
長野市浅川５丁目113番地68浅川団地Ａ２―22
債務者　西澤　一男
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
愛知県尾張旭市平子町西385番地　県営住宅３―102
債務者　飯田　沙織
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０２号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山733番地
債務者　坪井　雅仁
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２４号
京都市伏見区久我東町６番地27　グランペレ403号室
債務者　福田　綾子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９８号
京都市山科区西野楳本町55番地の24
債務者　並河　幸恵
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係